

2016年9月15日

職場討議資料



スズキ販売労働組合

静岡県浜松市南区増楽町20

発行人：鈴木 紀充 編集人：鈴木 将人

スズキ販売労働組合 第11回 定期大会を開催します！！

第11回 定期大会 告示

日時	: 2016年10月8日(土) 9:00~13:00 グランドホテル浜松 孔雀の間		
構成員	: 代議員 102名 (各支部一支部執行委員長、支部書記長)		
付議事項	: (報告承認事項) (議案) ・第11期 活動経過報告 ・第11期 決算・監査報告 ・第12期 役員定数(案)と役員選挙 ・スズキ販売労働組合 役員選挙規程改定の件 他		

スズキ販売労働組合は10月8日(土)に「第11回定期大会」を開催します。私たちスズキ販売労働組合は、会社の発展と組合員の雇用の確保、安心・安定した生活を目指す為、組合員一丸となってこの厳しい現状を乗り越えなくてはなりません。この資料は組合員の皆さんに事前に展開し、定期大会で行う報告事項、議件について組合員の皆さんにご確認をいただき、職場で討議して頂く資料です。つきましては、支部執行委員が中心となり討議して頂き質問・ご意見などを職場の支部執行委員が集約し、大会代議員である支部執行委員長または、支部書記長までお伝え下さい。

【職場討議期間】

2016年9月20日(火)～10月6日(木)まで

第11期 活動経過報告 <ダイジェスト>

1. 第10回 定期大会

- ・2015年10月14日(水)、SUN会館3F大会議室において、代議員101名の参加のもと、第10回定期大会を開催しました。組合員の期待に応えるべく、一致団結していくことを全員で力強く確認し、第11期の活動がスタートしました。

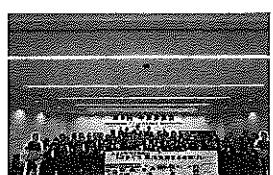


2. 第11期 支部定期大会

- ・2015年10月20日(火)の自販南信支部、自販滋賀支部、自販新潟支部、自販兵庫支部から始まり、11月24日(火)の自販千葉支部、自販福岡支部、自販沖縄支部まで全51支部が支部定期大会を開催しました。

3. 第9回 中央委員会

- ・2016年2月17日(水)、アワーズイン阪急において、中央委員51名の参加のもと、第9回中央委員会を開催し、「2016年総合生活改善の取り組み」方針が決定しました。決定後、各支部で本格的な春闘交渉がスタートしました。



4. 拡大中央執行委員会・中央執行委員会

拡大中央執行委員会	毎月開催	全国の支部執行委員長が集い、全国一律の諸課題や支部固有の問題について、議論を交わしました。
中央執行委員会	毎月開催	「秋・春の取り組み」方針や上部団体方針など、スズキ販労全体の施策について意見を交わしました。

5. 専門部活動

- 各局が積極的に活動しました。

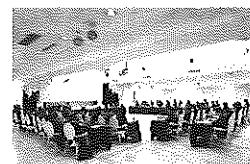
企画・広報局	広報誌「Skip!」をコミュニケーションツールとして定期的に発行しました。
組織局	組織強化の為に組合意識の高揚と団結を図りました。
労政局	賃金・一時金実態調査を行い、今後の「春闘」基礎資料作成、春闘結果反映を確認しました。
総務局	2016年2月より全労済「団体生命共済一律加入」の保障内容を拡充させました。

6. 社会福祉活動

○社会福祉活動の一環として、車両寄贈活動、ナイスハートふれあいスポーツ広場への参画を行いました。

(1) 車両寄贈活動 ・自動車総連・スズキ労連「2015年」福祉カンパ金を基に、自販茨城支部とスズキ岡山支部で車両寄贈を行いました。

(2) ナイスハートふれあいスポーツ広場
・本部・支部で各地のナイスハートふれあいスポーツ広場に参加しました。
障がい者のひとたちと触れ合い、心が温まりました。



7. 上部団体活動

○積極的に上部団体活動に参加いたしました。

(1) スズキ労連

- ・2015年11月6日(金)「メンタルヘルスケアセミナー」
- ・2016年1月22日(金)「地協担当者会議」
- ・2016年9月11日(日)「スズキ労連 第45回定期大会」他

(2) その他上部団体

- ・毎月開催 「自動車総連 販売部会」「自動車総連 地方協議会」



8. その他活動

○定例研修会

日時：2016年6月8日(水) 9:00～16:00 東京会場

2016年6月15日(水) 13:00～19:00 大阪会場

対象：支部執行委員長、支部書記長

内容：地域に根差した労働運動、自主福祉活動について学習し知識を深めた。

○支部フォロー

全51支部の支部労使協・支部執行委員会に訪問しました。

活動経過報告 2015年労働諸条件改善の取り組み(秋の取り組み) 一部抜粋

各支部は、全体方針に則り、支部独自項目を討議・決定後、下記内容にて会社へ11月末までに要求要望書の提出を行ない、真摯に協議を重ね、12月末までに会社より回答が示されました。(●部分は各支部ごとに設定)

【要求・要望事項】	【回答】
(1)リフレッシュ休暇の拡充について ・リフレッシュ休暇取得制度の拡充を要求する。 ・対象者は、各年度中にそれぞれ勤続10年、15年、20年、25年、30年、35年に到達した全従業員とする。 ・人生の節目である定年再雇用直後にも、リフレッシュ休暇取得制度の制定を求める。	(正規従業員) 勤続10年・20年・30年 … 3日/年 (60歳再雇用嘱託社員) 再雇用後6ヶ月以内 … 5日
(2)結婚休暇の取得時期について ・結婚休暇の取得時期の柔軟な運用を求める。	本人が結婚するとき、もしくは、結婚後6ヶ月以内に連続5稼働日
(3)勤務ルールの確認 ・時間外労働や休日出勤の申請など「勤務に関する確認事項」を労使で確認し、一層の徹底を図る。 ・年間●日の計画有給休暇の設定(継続取り組み)	勤務管理ルールの確認 ・従業員の心身の健康管理とワークライフバランスの重要性を考慮し、計画有給休暇を設定する。 ・有給休暇を年間●日取得できるよう、労使で取り組んでいく。
(4)2016年度カレンダー交渉 ・年間所定稼働日数、261日(1957.5H)、 年間所定休日104日とする。 ・GW・夏期・年始年末に長期連休を設定する。 ・週もしくは月●回のノ一残業デー(家庭の日)の設定	2016年度年間カレンダーの設定年間所定稼働日と年間所定休日 ・2016年度の年間所定稼働日は、261日(1957.5H)、年間所定休日は、104日とする。 ・月●回のノ一残業デー(「家庭の日」)を設定する。
(5)安心して働く職場環境に向けた取り組み ・出産・育児や介護に関する休暇・休職制度の周知を労使で実施し、取得しやすい環境を整備していく。 ・安全衛生委員会を通じ、職場の安全点検を実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施する。	妊娠、出産、育児、介護については、全ての従業員に関わることであるため、会社の両立支援制度の周知を全社で徹底して行い、仕事と家庭を両立したために、やる気を持って頑張って働く従業員が活用できる環境づくりを行う。安全衛生委員会を定期的に開催し、労使協力して安全・衛生管理を徹底して行う。
(6)職場環境の改善に向けた取り組み ・支部独自で個別の課題を検証し、要望事項を検討して要望する。	
※支部毎に設定。詳細については、各支部でご確認下さい。	

活動経過報告 2016年総合生活改善の取り組み(春の取り組み)

一部抜粋

具体的な要求内容と会社からの回答内容

各支部は、全体方針に則り、一時金要求月数を討議・決定後、下記内容にて会社へ2月24日（水）に要求書の提出を行ない、真摯に協議を重ね、4月20日（水）に会社より回答が示されました。

要求	回答
<p>1. 賃金引上げ</p> <p>①平均賃金引き上げ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 昇給水準維持分 + 賃金改善分 : 3,000円 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・配分 基本給割 : 65% 職能給割 : 35% <p>②標準労働者賃金の設定</p> <p>③企業内最低賃金保障</p> <p>④年齢別最低保障賃金</p>	<p>1. 賃金引上げ</p> <p>①昇給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給制度維持分の昇給と組合員一人当たり1,200円相当の賃金改善を実施する。 ・昇給配分 基本給割 : 65% 職能給割 : 35% <p>②標準労働者賃金の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答なし <p>③企業内最低賃金保障</p> <p>20歳: 161,970円 (51支部平均)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・但し、この賃金は20歳で入社した短大・専門校定期学卒者を対象とし、休職者、懲戒被処分者、勤務不良者、短時間勤務者、特別な理由により採用した者の賃金を除くものとする。 <p>④年齢別最低保障賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答なし
<p>2. 年間一時金</p> <p>○要求月数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 年間5.4ヶ月以上を基準とし、各支部は、具体的要求月数を個別に設定して要求する。 </div> <p>※要求の基礎は、賃金引き上げ後の基準内賃金とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低保証制度を維持する。水準については40%以上とする。 <p>要求月数については支部で設定。詳細は、各支部でご確認下さい。</p>	<p>2. 年間一時金</p> <p>○回答月数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 年間月数 5.6ヶ月/(51支部平均) </div> <p>※付帯事項なし</p> <p>※休職者等に対する見舞金</p> <p>賞与計算期間中の業務外の傷病による休職者に対しては、各自の賞与算定基礎額の1ヶ月分を支給する。また、各賞与計算期間中の育児・介護休職者並びに産前産後休暇者に対し、賞与支給額が10万円に満たない場合、見舞金として10万円を賞与に代えて支給する。</p> <p>回答月数については、各支部でご確認下さい。</p>
<p>3. 総実労働時間短縮に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理店における働き方については、年間を通じて引き続き労使で協議をしていく。 ・時間管理の適正化に向け、労働諸条件改善の取り組みを労使で推進する。 ・有給休暇の取得促進を図るべく、取り組みを労使で推進する。 	<p>3. 総労働時間短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総労働時間の短縮については、仕事の棚卸しにより労使で現状に対する共通認識を持ち、無駄な働き方をなくして総労働時間の短縮に繋がるよう労使で取り組んでいく。 ・労働時間の適正化については、時間外勤務および休日勤務を行う際の勤務ルール（事前申請・結果報告）を徹底していく。また、勤務実績が勤務記録表へ正確に記録されているかについて、必要な都度、労使で確認していく。
<p>4. 60歳以降の待遇ならびに非正規(パート・派遣労働者)労働者の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以降の待遇ならびに非正規（パート・派遣労働者等）労働者の取り組みについては、正社員登用の促進を図るため、正規社員登用の実績確認を引き続き実施していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答なし

議 件

I. スズキ販売労働組合 役員選挙規程改定の件

○規約との整合性をとるため、役員選挙規程の改定を行う。

【改定内容】

- ・現在の役員選挙規程では、任期中に定年を迎える組合員が立候補できない規程となっている。しかし、スズキ販売労働組合規約第8条2項「組合役員の選挙権、及び被選挙権を行使すること」と明記されており役員選挙規程第8条3項との差異が生じているため、役員選挙規程第8条3項の削除を行う。

II. 第1・2期役員定数（案）と役員選挙の件

○第1・2期役員選挙定数の変更と役員選挙を実施する。

<第1・2期役員定数>

役員（役職名）	規約定数	第10・11期	第12期
1. 中央執行委員長	1名	1名（専従）	1名（専従）
2. 副中央執行委員長	若干名	1名（専従）	1名（専従）
3. 中央書記長	1名	1名（専従）	1名（専従）
4. 中央書記次長	若干名	1名（専従）	1名（専従）
5. 中央執行委員	若干名	3名（専従）	2名（専従） 3名（非専従）
6. 上部団体派遣役員	若干名	1名（専従）	1名（専従）
7. 会計監査	2名	2名（非専従）	2名（非専従）

<第1・2期役員選挙>

選挙区分	規約定数
1. 中央執行委員長	1名
2. 副中央執行委員長	1名
3. 中央書記長	1名
4. 中央書記次長	1名
5. 中央執行委員	5名
6. 上部団体派遣役員	1名
7. 会計監査	2名

- ・役員任期 … 第12期末まで
- ・選挙運営 … 中央選挙管理委員会に委嘱する。

III. 第1・2期運動方針（案）

運動の基調（考え方）

スズキ販売労働組合（以下「労働組合」）は、スズキ株式会社の直営代理店で働く仲間が集まり、約8,000名の組合員で構成する労働組合です。私たちは、組合員とその家族の幸せのために、働く仲間の「雇用の確保」、「生活の安定」、「労働条件の維持・向上」を図り、「安心して生活できる環境づくり」、「魅力ある会社づくり」を目指して取り組みを進めています。

1. 安心な生活づくりに向けて

組合員が高い意欲と活力を持って働きながら、「働く源泉」となる安心・安定した生活と更なる労働条件向上を図っていくために、将来に向けて様々な施策に取り組みます。

(1) 私たちが日々そして将来にわたって安心して働き、安定した暮らしをしていくために、「基本的労働条件の維持・向上」や「やりがい・働きやすい職場環境づくり」に取り組みます。

- (2) 組合員の生活をより一層豊かにし、可処分所得の向上やライフプランをサポートする「自主福祉活動」や組合員同士が助け合い、結びつきを強くするための「相互扶助活動」に取り組み、組合員が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- (3) 私たちは、組合員が将来に安心と希望が持てる社会の実現、暮らしに安心と安定をあたえる公平・公正な制度構築、自動車産業の健全な発展のために、スズキ労連、自動車総連、連合の活動に参画し、実質的な生活向上を目指します

2. 魅力ある会社づくりに向けて

私たちは、取り巻く環境の変化や会社施策に対応し魅力ある会社づくりに向けて取り組みます。

- (1) 「働く人を大切にする」との考え方を基本に、安全で働きやすい職場環境の整備・改善に取り組みます。
- (2) 私たちは、取り巻く環境が厳しさを増すなか、将来にわたり雇用を確保することや、労働条件の維持向上をはかるために、会社の健全な発展、魅力ある会社づくりに向け取り組みます。
- (3) 私たちは会社の健全な発展、職場環境の改善をはかるため、相互信頼をさらに深めながら、スズキ労連・自動車総連と連携し、より強固な労使関係を構築していきます。

3. 労働組合活動の充実に向けて

労働組合の存在意義と求心力を高めていくために、職場との信頼関係をさらに深め、「組合員の期待に応え、活力ある組合」を目指します。同時に、上部団体や、スズキ労働組合をはじめとする友誼労組との連携を深め、より一層組織の充実を図ります。

- (1) 全国組織として、取り巻く環境の変化や組合員の多様なニーズに対応出来る、組合役員の育成や資質向上を図りながら、組織の強化を主眼に置いた教育・人材育成および組織運営を推進するとともに、「職場との対話活動」を基本に、職場を基軸に置いた一体感ある活動を推進していきます。
- (2) スズキ労連や自動車総連、連合などの上部団体活動に積極的に参画し、組織の充実を図ります。

III. 具体的運動方針

1. 安心な生活づくりに向けて

1) 基本的労働条件の維持向上に向けての取り組み

(1) 賃金・一時金の取り組み

賃金・一時金については、安心して生活していくうえで重要な労働条件であり、上部団体の方針を踏まえ、私たちを取り巻く環境や状況を慎重に見極めたうえで、さまざまな問題・課題の解決に向けた論議を十分に行い、水準の維持・向上に向けた取り組みを推進していきます。

①賃上げについては、スズキ労連と連携を図りながら主体性を持った共闘の取り組みを行います。

②年間一時金については、会社業績を考慮しつつも、年間賃金の重要な一部としての安定・向上を目指します。

(2) 労働諸条件改善の取り組み

コンプライアンスならびにワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、働き方・労働環境の整備に向け取り組んでいきます。

- ①各種協約・協定については、法改正の動向や職場実態を踏まえながら適宜見直しをはかるとともに、有効期限内の締結と締結事項の遵守に努めています。
- ②組合員の要望や各種労働条件に関する調査を実施し、自組合の状況を把握し改善に取り組みます。
- ③働きやすく休みやすいカレンダーの設定に向け、労使で真摯に論議していきます。
- ④60歳以降も働きやすい職場環境づくりに向けて取り組みます。

(3) 総労働時間短縮の取り組み

- ① 3・6協定遵守に加え、健康管理の観点からも、時間外労働の短縮を推進します。
- ② 有給休暇取得については、取得向上に向け積極的に取り組みます。

(4) 働き方と人事待遇制度への取り組み

- ① 労働時間管理の適正化に向け、職場の実態把握、課題・問題点を整理し、適切な運用・管理に向けて労使で推進します。
- ② 組合員の生活の安定を基本とし、実態や職場意見を集約したうえで、公平で納得性の高い賃金・人事待遇制度のあるべき姿を検討します。

2) 「自主福祉活動」への取り組み

- (1) 組合員の生活をサポートするために労働金庫や全労済と連携して、組合員福祉の向上を図ります。
- (2) 労働金庫の生活関連（車・教育・住宅等）の低金利融資を推進します。豊かな生活設計を可能とするために、「財形貯蓄」の取り組みを進めます。また、多重債務者への対応と予防・対策を講じていきます。
- (3) スズキ労連と連携し、全労済の団体生命共済に全組合員が加入します。また、万一の場合に備え、生活保障のために団体生命共済の積み増しの促進や「火災共済・自然災害共済」等の共済制度への加入を推進します。
- (4) 自動車総連の「積立年金・医療共済」の推進を図ります。

3) 「相互扶助活動」への取り組み

- (1) 自動車総連・スズキ労連の福祉カンパ活動や災害支援活動などに協力し、地域・社会への貢献を図り、労働組合としての社会的責任を果たしていきます。
- (2) 組合員のニーズにあった共済事業等を検討していきます。

4) 余暇サポート施設の取り組み

- (1) 全国で利用可能な優待割引施設の拡充に取り組み、優待利用可能な施設を組合員に周知します。

5) 政策制度の実現・政治活動への取り組み

- (1) 「社会保障制度」・「税制」・「行財政改革」等の政策制度課題について、組合員への理解活動を進めていきます。
- (2) 会社内の取り組みだけでは解決できない政策制度課題について、スズキ労連、自動車総連、連合と連携し、改善のための働きかけをしていきます。
- (3) 国政選挙（次期衆議院議員選挙）に対しては、上部団体の連合および自動車総連の方針を考慮して対応します。また、その他各級選挙については、スズキ労連と連携して取り組みを推進します。

2. 魅力ある会社づくりに向けて

1) 「人を大切にする」会社づくりに向けた取り組み

- (1) 活力ある職場づくりを目指し、やりがい・健康を基本に、職務にあつた働き方を推進します。
- (2) 職場の情報収集を図り、働く者の視点に立って、やりがいや生産性向上に対する課題を明確にした上で会社へ提言等を行います。
- (3) 安全で働きやすい職場環境づくり

- ① 安全衛生委員会などを通じて労使で職場環境の整備と改善に努めるとともに、未然防止に向け、職場環境点検や啓発活動を強化していきます。
- ② メンタルヘルスに関しては、各種研修会を開催し、より多くの組合役員に知識を習得する場の提供をしていくと

ともに、支部・職場においては個別相談に対応していきます。

③労働相談ダイヤルを設置し、組合員からの相談案件に、速やかな対応ができる体制を整備していきます。

2) 労使協議の充実に向けた取り組み

- (1) スズキ株式会社国内営業本部との情報交換、意見交換の場を設け、国内営業部の方針や各支部全体に関わる問題について、認識の共有化を図ります。
- (2) 各支部で労使会議の毎月開催を基本とし、会社の現状を把握し、情報の共有化に努めるとともに、支部、地域固有の課題の解決に取り組みます。
- (3) 本部は、販社に対し、スズキ販労および各支部の各種活動、ならびに取り組みに対する一層の理解促進を図り、支部の労使関係の充実に向けたサポートを推進します。

3) 経営施策への取り組み

会社の健全な発展と将来に亘る雇用確保に向け、会社のチェック機能を強化し、労使協議会を通じ経営のカウンターパートとしての役割を果たしていきます。

- (1) スズキ労連を通じ、直営代理店で働く仲間の声をグループ全体の政策に活かせるよう情報を発信し、意見反映に努めます。
- (2) 複数販社にかかるマーカー政策に対しては、本部・支部を主体とした協議を行い対応していきます。また、販社個別の政策については、支部が主体となった対応をはかり、本部は必要に応じてフォローしていきます。
- (3) スズキ株式会社の販売に関わる他部門とも情報交換を推進し、課題を共有し、働きがいある職場づくりを目指した提言を行います。
- (4) スズキ労連と連携し、グループ施策・生産状況、会社施策等について情報収集を続けていきます。
- (5) スズキ労連と連携し「付加価値の最適循環運動」について、労使で理解を深め、具体的な運動について検討・実践していきます。

3. 労働組合活動の充実に向けて

1) 組織体制の充実に向けた取り組み

- (1) 組織の健全かつ永続的な発展に向け、効率的で機能的な全国組織の運営・体制の在り方について継続して検討します。
- (2) 支部の活動の充実とスズキ販労として一体感ある活動を推進していくために各支部へ訪問し、適切なフォローを行います。
- (3) 職場に根差した活動を行うために、職場集会や職場訪問などをとおし、職場実態の把握や情報収集に努めます。
- (4) スズキ労連と連携し、仲間を増やす活動を進めます。
- (5) 女性組合員の組合への参加する意識を高める取り組みを推進するとともに、女性役員比率の向上を図ります。

2) 人材の育成・教育の充実に向けた取り組み

- (1) 組合役員の資質向上や人材育成（人づくり）を目的に、教育・研修活動を計画的に行います。
- (2) 労組実態や体制を十分に考慮したうえで、効果的かつ確実な開催に努めていくとともに、内容の充実を図り、着実なレベルアップにつなげていきます。
- (3) スズキ労連の主催・募集する各種セミナーに積極的に参加し、専門知識の習得や資質向上につなげていきます。

3) 専門部活動の充実に向けた取り組み

- (1) 限られた資材を有効に活用すべく、「統合できる活動」「新たに求められる活動」を洗い出し、活動の充実を図ります。
- (2) 組織部は、支部毎の情報交換を密にし、組織強化の取り組みを進めます。
 - ①効率的に運営できる組織体制の検討を行っていきます。
 - ②政策制度課題の周知と理解浸透を図る活動や、改善に関わる事項の取り組みを推進します。
- (3) 広報部は、「知る・知らせる」活動の更なる推進を図ります。
 - ①機関誌「S k i p！」を発行し、組合員に組合活動を幅広く理解してもらうために、魅力ある紙面、分かりやすい紙面づくりを目指し、内容の充実を図ります。
 - ②組合ニュースは、各種活動のタイミングにあわせた発行と、組合員一人ひとりへ確実に配布することに取り組んでいきます。また、支部の広報活動については、本部がサポートすることで充実をはかります。
 - ③ホームページは、情報提供の有効なアイテムとしてコンテンツの充実をはかり、タイムリーな更新に努めていきます。
- (4) 文体部は支部を中心に、組合員のニーズに沿った活動を推進します。また、参加率向上に努め、組合員間のコミュニケーションアップに繋げます。
 - ①全国で参加できる文体行事を検討していきます。
- (5) 賃金対策部は、労働条件や職場環境、人事処遇などの問題を中心に、より働きやすい環境づくりを目指し、職場の意見や情報を収集します。また、働き方などの検討を深め、提言活動を行います。
- (6) 福祉対策部は、ライフプランサポートに関する職場の意見収集を行いながら活動を推進していきます。

3) 組織結成周年事業

2006年2月に結成された労働組合のこれまでの歩みを振り返り、さらなる発展につながる周年事業の実施に向け検討していきます。

4) 上部団体との連帯活動の充実

- (1) スズキ労連、自動車総連、連合等の労働組合の上部団体や友誼労組との連携を図り、スズキ販労としての役割を果たしていきます。
- (2) スズキ労連、自動車総連などの行う海外調査団や国際連帯活動に参画して行きます。
- (3) 各支部は、スズキ労連、販労本部との連携を図り、自動車総連各地協の活動に積極的に参画し、活動の推進を図ります。

労働相談窓口開設しました!

仕事、職場、労働条件、コンプライアンス、
人間関係、私生活…
悩みはいろいろあるけれど職場では
ちょっと相談しにくいなあ。

こんな時にはお電話を!

スズキ販売労働組合 専用回線番号

070-1539-3055

(Softbank 回線になります。Softbank からの通話は無料です。)

●秘密厳守、女性からの相談には、女性担当者が対応致します。

●月～金 9:00～18:00